

## 財政援助団体等監査の結果報告書

- 1 監査実施年月日 令和7年6月26日
- 2 事前監査期間 令和7年5月23日～令和7年6月10日
- 3 監査の範囲
  - (1) 対象
    - ア 団体 伊勢原市地域文化財保存活用協議会  
(以下「協議会」という。)
    - イ 所管部局 伊勢原市教育委員会教育総務課文化財係
  - (2) 期間  
令和6年度
  - (3) 内容等
    - ア 伊勢原市の財政的援助（補助金の交付）に係る出納その他の事務の執行
    - イ 伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金（以下「市補助金」という。）  
1,300,000円
- 4 監査の手続  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか主眼をおき、関係職員等から現状を聴取し、提出された監査資料、関係諸帳簿の照合等をした。
- 5 監査の結果
  - (1) 協議会の概要
    - ア 協議会は、令和4年6月14日に設立された団体で、その設立目的は、「伊勢原市地域文化財保存活用協議会規約」（以下「規約」という。）第3条で、「協議会は、「伊勢原市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財の計画的な調査、連携による保存、価値の共有・地域活性化へとつなげる活用、さらに継承する人をつなぐ人材育成を図ることにより、歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用の実現を目指すことを目的とする。」としている。
    - イ 実施事業については、規約第4条で次のとおりとしている。  
協議会は、前条の目的を達成するために、国庫補助金事業の補助対象事業者として必要な事業を行う。
    - ウ 構成については、規約第5条で、「協議会は、伊勢原市内の文化財、歴史

文化について、その保存や活用に取り組んできた実績のある個人及び団体を構成する。」としており、令和6年4月1日時点の団体数は12団体、委員数は12名である。

エ 経費については、規約第11条で「協議会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。」としている。

- (1) 行政（国・県・市）からの補助金等
- (2) 寄付金
- (3) 事業収入
- (4) その他

## (2) 協議会の決算状況について

協議会の決算状況は、「令和6年度収支決算」に基づき示すと次のとおりである。（別表1のとおり）

### ア 収入

収入決算額について、「区分」別に示すと、「市補助金」が1,300,000円（収入決算額合計に占める割合19.1%）、「国補助金」が5,157,000円（同75.9%）、「繰越金」が16,027円（同0.2%）、「その他の収入（各団体自己負担金）」が317,989円（同4.7%）の合計6,791,016円である。

### イ 支出

支出決算額について、「区分」別に示すと、「人材育成事業」が0円（支出決算額合計に占める割合0%）、「人材育成事業（地域計画等に基づく事業）」が32,460円（同0.5%）、「普及啓発事業」が2,362,062円（同34.9%）、「普及啓発事業（地域計画等に基づく事業）」が4,379,587円（同64.6%）、「事務経費」が880円（同0.0%）の合計6,774,989円である。

### ウ 収入支出差引

収入決算額合計6,791,016円から支出決算額合計6,774,989円を差し引いた額は16,027円で、その全額を次年度への繰越金として処理している。

## (3) 市補助金の交付理由等について

ア 市補助金の交付については、地方自治法第232条の2（寄附又は補助）において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」との規定に基づき、市は、「伊勢原市補助金等の交付規則」を定め、同規則第4条（交付の対象）で「補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲

内においてその施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。」としている。

イ 市は、協議会に対し、伊勢原市文化財保存活用地域計画を活かした地域の活性化を図ることを目的に市補助金を交付している。

ウ 市は、市補助金を交付するに当たり、「伊勢原市補助金等の交付規則」に定めるもののほか、「伊勢原市地域文化財保存活用協議会補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）を定め、要綱第2条（補助対象）で、補助の対象とする経費を、次のように定めている。

補助対象事業：（1）文化財保存活用地域計画を活かした地域活性化を図るための事業

（2）国及び県の補助制度を活用して行う事業

補助対象経費：（1）国及び県の補助制度により補助の対象とされた事業経費のうち、国及び県により補助されることが決定した額を引いた経費

（2）国及び県の補助制度により補助の対象外とされた事業経費のうち、協議会の事業に必要な次に掲げる経費

ア 旅費

イ 報償費

ウ 消耗品費、印刷製本費等の需用費

エ 通信運搬費、保険料、振込手数料等の役務費

オ 契約手続に必要な収入印紙代

カ その他市長が認める経費

要綱第3条（補助金の額）で、補助金の額は、「前条第2項に規定する補助対象経費の額とし、予算の範囲内とする。ただし、前条第1項に規定する補助の対象とする事業に係る経費の3分の2を上限とする。」としている。

（4）市補助金の充当状況について

協議会の令和6年度決算において、市補助金1,300,000円が充てられている事業は、支出区分の（2）人材育成事業（地域計画等に基づく事業）、（3）普及啓発事業、（4）普及啓発事業（地域計画等に基づく事業）、（5）事務経費で、市補助金の充当金額は、次のとおりである。（別表2のとおり）

ア 人材育成事業（地域計画等に基づく事業）

文化財解説ボランティア養成講座の講師報償費などで、支出額32,460円（全額補助対象経費）のうち1,800円（交付対象経費

に対する割合6%)の国補助金が充当され、30,660円(交付対象経費に対する割合94%)の市補助金が充当されている。

#### イ 普及啓発事業

市民団体が主体となった歴史講演会や施設めぐりなどの事務費用の振込手数料で、支出額2,362,062円(一部補助対象経費)のうち2,043,193円(補助対象経費に対する割合100%)の国補助金が充当され、880円(補助対象経費に対する割合0%)の市補助金が充当されている。

#### ウ 普及啓発事業(地域計画等に基づく事業)

文化財特別公開や考古資料展・遺跡調査報告会などの事業の委託料や会場使用料で、支出額4,379,587円(全額補助対象経費)のうち3,112,007円(補助対象経費に対する割合71%)の国補助金が充当され、1,267,580円(補助対象経費に対する割合29%)の市補助金が充当されている。

#### エ 事務経費

振込手数料で、支出額880円(全額費補助対象経費)のうち全額880円(補助対象経費に対する割合100%)の市補助金が充当されており、国補助金は充当されていない。

以上のとおり、協議会は、関係機関、市民団体、寺社等と緊密な連携を保ちながら、伊勢原市文化財保存活用地域計画に基づいた取組を進めていく組織として、地域の活性化を図るため、歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用の実現を目指す役割を担っている。

また、事務の処理状況については、監査資料、関係諸帳簿の照合等を行った結果、設立目的に沿って事務を執行しているものと認められた。しかしながら、事務処理上一部改善を要する事項があった。

一方、市は、地域の活性化を図るための取組を共に担う協議会に関し、その事務局を教育委員会教育総務課文化財係に置き、会務の処理を行っており、要綱に基づいて適正に補助金を交付し、出納事務についても適正に処理されていることが認められた。

最後に、協議会の財務状況を見ると、次年度繰越金として16,027円が生じているが、当該金額は市補助金負担額1,300,000円の1.23%であり、妥当な範囲内にあるものと認められた。

市補助金全額が会の活動に使用されていること等からみても、市補助金を交付することは、交付の趣旨に照らし適正であると認められた。

# 別表1

## 令和6年度地域文化財総合活用推進事業費 収支決算の状況

### 収 入

(単位：円)

区 分	予算額 A	決算額		比較 B - A
		金額 B	構成比(%)	
市補助金	1,300,000	1,300,000	19.2	0
国補助金	10,305,000	5,157,000	75.9	△5,148,000
繰越金	16,027	16,027	0.2	0
その他の収入 (各団体自己負担金)	0	317,989	4.7	317,989
合 計	11,621,027	6,791,016	100.0	△4,830,011

### 支 出

(単位：円)

区 分	予算額 A	決算額		比較 A - B	左の決算額の財源		
		金額 B	構成比(%)		国補助金	市補助金	その他
(1)人材育成事業	0	0	0.0	0	0	0	0
(2)人材育成事業（地域 計画等に基づく事業）	185,000	32,460	0.5	152,540	1,800	30,660	0
(3)普及啓発事業	2,379,020	2,362,062	34.9	16,958	2,043,193	880	317,989
(4)普及啓発事業（地域 計画等に基づく事業）	4,324,000	4,379,587	64.6	△55,587	3,112,007	1,267,580	0
(5)事務経費	40,000	880	0.0	39,120	0	880	0
合 計	6,928,020	6,774,989	100.0	153,031	5,157,000	1,300,000	317,989

## 別表2

## 令和6年度決算及びその財源内訳

執行状況				左の財源内訳						
				国補助金			市補助金			その他 (円)
区分	予算額(円)	決算額(円)	左のうち補助 対象事業費 (円)	補助金充当額 (円)	決算額に対す る充当率	補助対象事業 費に対する充 当率	補助金充当額 (円)	決算額に対す る充当率	補助対象事業 費に対する充 当率	
(1)人材育成事業	0	0	0	0	0%	0%	0	0%	0%	0
(2)人材育成事業(地域計画 等に基づく事業)	185,000	32,460	32,460	1,800	6%	6%	30,660	94%	94%	0
(3)普及啓発事業	2,379,020	2,362,062	2,044,073	2,043,193	87%	100%	880	0%	0%	317,989
(4)普及啓発事業(地域計画 等に基づく事業)	4,324,000	4,379,587	4,379,587	3,112,007	71%	71%	1,267,580	29%	29%	0
(5)事務経費	40,000	880	880	0	0%	0%	880	100%	100%	0
合計	6,928,020	6,774,989	6,457,000	5,157,000	76%	80%	1,300,000	19%	20%	317,989